

## 第2章 大気汚染・悪臭

### 第1節 大気汚染・悪臭に係る環境保全目標

大気汚染に係る環境上の目標として、国においては公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、主要な大気汚染物質である二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素について環境基準（昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示第38号）が設定されている。

大阪府環境総合計画(STEP21)では、環境保全目標を設定し、国の環境基準が設定されているものについては、原則として環境基準によることとし、悪臭については独自に目標を設定している（表2-2-1）。

表2-2-1 大気汚染・悪臭に係る環境基準及び大阪府  
環境総合計画(STEP21)の環境保全目標

項 目	基準値 (目標値)
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が $0.04 \text{ ppm}$ から $0.06 \text{ ppm}$ までのゾーン内又はそれ以下であること。 ※ { 「二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議」の検討の結果 } を待って設定する。
光化学オキシダント	1時間値が $0.06 \text{ ppm}$ 以下であること。 ※1時間値が $0.06 \text{ ppm}$ 以下であること。又、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が $0.20 \text{ ppmC}$ から $0.31 \text{ ppmC}$ の範囲内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10 \text{ mg/m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20 \text{ mg/m}^3$ 以下であること。
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が $0.04 \text{ ppm}$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.1 \text{ ppm}$ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が $10 \text{ ppm}$ 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が $20 \text{ ppm}$ 以下であること。
悪 臭	※ 大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度

(注) 1 「二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議」は、環境基準の科学的根拠について理解を深めるため設けたものである。

2 ※は大阪府環境総合計画の環境保全目標である。

なお、環境基準に照らして浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

<p>短期的評価</p>	<p>連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。</p>
<p>長期的評価</p>	<p>大気汚染に対する施策の効果等を判断する上から年間にわたる測定結果からみて評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはしない。</p>